

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令案規制の名称：位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為の制定規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止担当部局：警察庁生活安全局人身安全・少年課評価実施時期：令和7年12月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 本規制の拡充による新たな遵守費用・行政費用は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 83 号。以下「改正法」という。）のうち、特定の者に対する好意の感情等を充足する目的で、相手方の承諾を得ないで、その所持する、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を取得する行為等を位置情報無承諾取得等に追加する規定が施行されることに伴い、当該装置を移動し得る状態にする行為を規定するもの。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「法」という。）においては、規制対象行為として「つきまとい等」（法第 2 条第 1 項）及び「位置情報無承諾取得等」（法第 2 条第 3 項）を規定している。
- ・ 法は、「位置情報無承諾取得等」について、第 2 条第 3 項において、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者（以下「特定の者等」という。）に対し、以下のいずれかの行為をすることと定義している。

① その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下同じ。）（法第 2 条第 3 項第 2 号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること（同項第 1 号）

② その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること（同項第 2 号）

- ・ このうち、法第 2 条第 3 項第 2 号で規定する「その他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為」については、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 467 号。以下「令」という。）第 3 条で、以下の行為を規定している。

① 特定の者等の所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること（同条第 1 号）

② 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること（同条第 2 号）

③ 特定の者等の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車、原動機付自転車、自転車、移動用小型車、身体障害者用の車又は歩行補助車（それぞれ当該特定の者等の所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること（同条第 3 号）

- ・ 今般、改正法では、いわゆる「紛失防止タグ」（紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置であり、事前に特定のスマートフォン等の端末とペアリング設定を行うことで、一定の距離が離れると当該端末にその旨を通知する機能や、一定の距離以上離れた場合に当該紛失防止タグの位置に係る情報が確認できる機能を有するもの。）を「位置特定用識別情報送信装置」と定義し、特定の者等の承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置の位置情報を取得する行為等を法の規制対象行為である位置情報無承諾取得等に追加するなどの改正を行うこととしているところ、改正法の施行に伴い、改正法の施行後の法第 2 条第 3 項第 3 号に関して、位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を規定する必要がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 上記課題を解消・予防するため、令を改正し、位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為として、位置情報記録・送信装置と同様に、
 - ① 特定の者等の所持する物に位置特定用識別情報送信装置を差し入れること
 - ② 位置特定用識別情報送信装置を差し入れた物を交付すること
 - ③ 特定の者等の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車、原動機付自転車、自転車、移動用小型車、身体障害者用の車又は歩行補助車（それぞれ当該特定の者等の所持する物に該当するものを除く。）に位置特定用識別情報送信装置を取り付け、又は差し入れることを規定することとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 位置情報無承諾取得等に該当する行為として、位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為を規定することにより、位置特定用識別情報送信装置を悪用してつきまとい等が行われることを抑止し、法が目的とする個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することができる。
- ・ なお、これらの効果については、改正後の法及び令の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでに、本規制による位置情報無承諾取得等に該当する行為のうち、位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為に係る警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長が行った警告、都道府県公安委員会が行った禁止命令等の件数又は検挙件数等を把握することにより、定量的な分析を行うこととする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 本改正により、新たな遵守費用は発生しない。

<行政費用>

- ・ 本改正により、新たな行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☒遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている

☐その他

(具体の理由 :)

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。